

旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(育児短時間勤務の対象者)</p> <p>第16条 小学校就学の始期に達するまで（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。以下同じ。）の子と同居し、養育する職員で、育児休業、<u>出生時育児休業又は育児部分休業</u>をしない職員は労働時間規程により定められた正規の勤務時間の短縮措置として育児短時間勤務をすることができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは特別な事情がある場合を除き、この限りではない。</p>	<p>(略)</p> <p>(育児短時間勤務の対象者)</p> <p>第16条 小学校就学の始期に達するまで（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。以下同じ。）の子と同居し、養育する職員で、育児休業<u>又は出生時育児休業</u>をしない職員は労働時間規程により定められた正規の勤務時間の短縮措置として育児短時間勤務をすることができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは特別な事情がある場合を除き、この限りではない。</p>
<p>(略)</p> <p>(育児短時間勤務の申出)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしようとする職員は、育児短時間勤務を開始しようとする期間（1月以上1年以下の期間に限る。以下「育児短時間勤務期間」という。）の初日（以下「勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「勤務終了予定日」という。）並びに次の各号に掲げるその勤務形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、原則として当該勤務開始予定日の1月前までに育児短時間勤務申出書に出生に係る事実を証明する書類を添付して、本学に申し出なければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(育児短時間勤務の申出)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしようとする職員は、育児短時間勤務を開始しようとする期間（1月以上1年以下の期間に限る。以下「育児短時間勤務期間」という。）の初日（以下「勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「勤務終了予定日」という。）並びに次の各号に掲げるその勤務形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、原則として当該勤務開始予定日の1月前までに育児短時間勤務申出書に出生に係る事実を証明する書類を添付して、本学に申し出なければならない。</p>

- (1) 正規の勤務時間が1日につき4時間、1週間につき20時間の勤務形態(週5日勤務)
- (2) 正規の勤務時間が1日につき5時間、1週間につき25時間の勤務形態(週5日勤務)
- (3) 正規の勤務時間が1日につき7時間45分、1週間につき23時間15分の勤務形態(週3日勤務)
- (4) 正規の勤務時間が1日につき4時間又は7時間45分、1週間につき19時間30分の勤務形態(週3日勤務)
- (5) 正規の勤務時間が1日につき6時間、1週間につき30時間の勤務形態(週5日勤務) (新設)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、1月又は4週間単位の変形労働時間制が適用されている職員にあっては、各単位を平均して1週間当たりの勤務時間が19時間30分、20時間、23時間15分又は25時間となるような勤務形態

2・3 (略)

(略)

(育児短時間勤務職員についての労働時間規程の特例)

第25条 (略)

2～4 (略)

- 5 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。
- (1) 第18条第1項第1号の職員 4時間
 - (2) 第18条第1項第2号の職員 5時間
 - (3) 第18条第1項第3号又は第4号の職員 7時間45分
 - (4) 第18条第1項第5号の職員 6時間 (新設)
 - (5) 斉一型短時間勤務職員(第3号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
 - (6) 不斉一型短時間勤務職員(第3号に掲げる職員のうち、不斉一型短時

- (1) 正規の勤務時間が1日につき4時間、1週間につき20時間の勤務形態(週5日勤務)
- (2) 正規の勤務時間が1日につき5時間、1週間につき25時間の勤務形態(週5日勤務)
- (3) 正規の勤務時間が1日につき7時間45分、1週間につき23時間15分の勤務形態(週3日勤務)
- (4) 正規の勤務時間が1日につき4時間又は7時間45分、1週間につき19時間30分の勤務形態(週3日勤務)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、1月又は4週間単位の変形労働時間制が適用されている職員にあっては、各単位を平均して1週間当たりの勤務時間が19時間30分、20時間、23時間15分又は25時間となるような勤務形態

2・3 (略)

(略)

(育児短時間勤務職員についての労働時間規程の特例)

第25条 (略)

2～4 (略)

- 5 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。
- (1) 第18条第1項第1号の職員 4時間
 - (2) 第18条第1項第2号の職員 5時間
 - (3) 第18条第1項第3号又は第4号の職員 7時間45分
 - (4) 斉一型短時間勤務職員(前3号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
 - (5) 不斉一型短時間勤務職員(第3号に掲げる職員のうち、不斉一型短時

間勤務職員を除く。) 7時間45分

(略)

(育児部分休業の対象者)

第28条 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する職員で、育児休業、出生時育児休業又は育児短時間勤務をしない職員は、本学に申し出ることにより、所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（第45条第1項の規定による介護部分休業を取得している時間がある日及び労働時間規程第21条第8号に定める保育を事由とする特別休暇（以下「保育時間」という。）を取得している時間がある日については、当該2時間から当該介護部分休業及び保育時間を取得している時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分を単位として休業すること（以下「育児部分休業」という。）ができる。

(略)

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

【改正理由】

育児・介護休業法に基づき育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることに伴い、所要の改正を行うものである。

間勤務職員を除く。) 7時間45分

(略)

(育児部分休業の対象者)

第28条 小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する職員で、育児休業又は出生時育児休業をしない職員は、本学に申し出ることにより、所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（第45条第1項の規定による介護部分休業を取得している時間がある日及び労働時間規程第21条第8号に定める保育を事由とする特別休暇（以下「保育時間」という。）を取得している時間がある日については、当該2時間から当該介護部分休業及び保育時間を取得している時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分を単位として休業すること（以下「育児部分休業」という。）ができる。

(略)